

大阪市行政オンラインシステムでの出願について

◎ポイント1 「大阪市行政オンラインシステム」の利用者登録をお願いします。

初めて「大阪市行政オンラインシステム」を利用する方は、初めに利用者登録をする必要があります。
(以前に「大阪市行政オンラインシステム」を利用したことがある方は、ログイン後、手続きを進めてください。)

利用者登録の方法は、以下の通りです。

- ① 「大阪市行政オンラインシステム」のトップページの右上にある「新規登録」を選択します。
- ② 画面下までスクロールし、「個人として登録する」を選択します。
- ③ 「利用規約に同意します」にチェックを入れた後、「利用者の登録を開始する」を選択します。
- ④ 登録するメールアドレスを入力後、「登録する」を選択します。
※ここで登録したメールアドレス宛に、大阪市行政オンラインシステムからのお知らせが届きます。
- ⑤ 登録したメールアドレスに届く「認証コード」を入力後、「認証コードを確認する」を選択します。
- ⑥ 利用者情報を入力します。
- ⑦ 「入力内容を確認する」を選択し、入力内容に誤りがなければ、「登録する」を選択します。
- ⑧ 「本登録の完了」という画面が表示されれば、登録は完了です。

その後は「ホームに戻る」を選択し、「個人向け手続き」から、教員採用選考テストの出願に進んで下さい。

◎ポイント2 「面接個票」と「切手票」は大阪市ホームページから、 「受験票」は大阪市行政オンラインシステムから、ダウンロードしてください。

「面接個票」と「切手票」については、出願受理メール及び受験票の交付完了メールに記載されている URL より、大阪市ホームページにアクセスいただき、ダウンロードしてください。

また、「受験票」については、受験票の交付完了メールが届いた後、大阪市行政オンラインシステムより、下記の方法でダウンロードしてください。「受験票」の交付時期は、**第1次選考から受験する人は6月初旬頃、第2次選考から受験する人は7月25日(木)(第1次選考の結果発表日)**です。

交付完了メールに記載されている期間内にダウンロードしてください。

「受験票」のダウンロード方法について

- ① 「大阪市行政オンラインシステム」にログインして、マイページを開きます。
- ② マイページ画面より「申請状況のお知らせ」を選択します。
- ③ 「令和7年度 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験申込」を選択します。
- ④ 「申請履歴の詳細画面へ進む」を選択します。
- ⑤ 申請内容照会画面の交付内容を確認し、右側にある「保存」を選択します。

※ダウンロード先は機器によって異なります。

電子申請における各項目について

◎氏名

氏名欄には、出願時の氏名を入力してください。婚姻等により、出願時の氏名が教員免許状取得時と異なる場合は、「教員免許状取得時の氏名」欄も入力してください。

◎電話番号

出願内容に関して確認が必要な場合は、教職員人事担当（06-6208-9123）から電話をします。その際、「電話番号1」に入力された電話番号に優先的に連絡しますが、つながらない場合は、「電話番号2」に入力された電話番号に連絡をしますので、連絡のとれる電話番号を入力してください。
連絡がとれない場合は、出願を取り消す場合がありますので、注意してください。

◎最終学歴

大学を卒業見込みであれば、最終学歴には大学名を入力し、卒業年には卒業見込年を入力してください。
大学を卒業後に、教員免許を取るために科目履修や通信教育等を受けている場合は、「免許状取得のための学歴」欄に大学名等を入力してください。

◎教員免許状

教員免許状の入力欄には、出願時点で取得済みもしくは取得見込みの免許状をすべて入力してください。教員免許状についての記載欄となりますので、資格は記載しないでください。

◎選考区分

障がい者手帳等をお持ちの方は、「障がい者対象選考」を選択することができます。また、「大学院進(在)学者対象選考」を選択できるのは、事前に大阪市教育委員会に認められている方、「スペシャリスト特別選考」を選択できるのは、事前に大阪市教育委員会にご連絡をいただいた方のみです。「教諭経験者特別選考」及び「大学3年次前倒し特別選考」は要件を満たす方のみが選択できます。

以上の5つに該当されない方は「一般選考」を選択してください。

◎刑罰、処分歴の有無

刑罰、処分歴の有無について入力してください。

「有」の場合は、該当年月日とその内容について入力してください。

刑罰は罰金刑以上（道路交通法違反を除く）のもの、処分は懲戒処分及び分限処分の内容を入力してください。

(例) 懲戒処分：令和3年10月1日 停職1月 体罰 等

※ 虚偽の入力や秘匿があった場合、採用内定の取り消し又は採用後であれば懲戒処分を行うことがあります。

◎勤務歴

出願時の勤務歴には、直近の歴から古い順に遡って「特例で出願するための資格を満たす勤務歴」を入力してください。すべての職歴を記載する欄ではありませんので、選考要件や特例要件を満たす勤務歴のみを記載してください。

※詳しい勤務歴については面接テストを受験する時に持参する書類「面接個票」に記入いただきます。

勤務歴入力上の注意

- ★ 「社会人経験者特例」で出願する人は、出願の根拠となる勤務歴について、勤務先(国際貢献活動等の歴を入力する場合は、根拠となる活動団体名・職種)と期間を入力してください。
※特例に関係の無い勤務歴(正社員又は正規職員ではない勤務(契約社員、派遣社員等)や、特例対象期間外の勤務歴)は入力しないでください。
- ★ 「教諭経験者特別選考」、「大阪市立学校園現職講師特例」及び「講師等経験者特例」にて出願する人は、勤務先と期間を入力してください。
※選考要件や特例に関係の無い勤務歴(教諭の普通免許状を必要としない講師等の勤務や、特例対象期間外の勤務歴)は入力しないでください。
- ★ **特例に勤務歴が必要ない場合等でも、免許状を必要とする職種で大阪市立の学校園等で勤務したことがある人(栄養職員も含む)は、直近の勤務歴を1つ入力してください。**

〔職種〕：職種は、下記の中から、該当するものを入力すること。選択肢に適切なものが無い場合は「その他」を入力し、「職種『その他』の場合」欄に職種を入力すること。

- ① 民間企業の正社員 ② 官公庁等の正規職員 ③ 教諭 ④ 常勤講師 ⑤ 非常勤講師
⑥ 習熟等担当講師(週30時間) ⑦ 非常勤嘱託員
⑧ (外国籍の方で)任用の期限を附さない常勤講師 ⑨ 養護教諭 ⑩ 養護助教諭 ⑪ 栄養教諭
⑫ 栄養職員 ⑬ 臨時技師(栄養職員) ⑭ 実習助手 ⑮ 期限付実習助手 ⑯ 臨時実習助手
⑰ その他

〔勤務先〕欄

- 現在勤務中の場合、「勤務先」の「終期」(年)及び「終期」(月)に「現在」と入力すること。
- 大阪市立学校園以外の学校園での勤務歴を入力する場合、学校名の前に学校の所在する都道府県名を入力すること。(例) 兵庫県の私立〇〇高等学校で勤務 ⇒ 兵庫県私立〇〇高等学校
- 非常勤講師など、異なる学校園で同時期に勤務歴がある場合は、重複して在職経験期間の算定をすることはできませんが、複数の学校園での同時期の勤務歴は記載してください。

出願に関するよくある質問

ここでは、出願に関する質問の例をあげています。ご自身が該当する特例や加算制度等についてご確認ください。



教諭経験者特別選考について



現在、私立の幼稚園で正規任用の教諭として勤務しています。今の職場での教諭としての勤務歴は今年で3年目です。校種「幼稚園」を教諭経験者特別選考で出願することはできますか。



できます。幼稚園の免許を所有し、幼稚園における通算2年以上の正規任用の教諭経験を満たす人は、教諭経験者特別選考で出願することが可能です。



平成25年4月から平成30年3月まで大阪市立の小学校において、正規採用の教諭として働いていました。家庭の事情により退職しましたが、もう一度大阪府で働きたいと思っています。教諭経験者特別選考で出願することはできますか？



できます。大阪府立の学校園において、正規採用の教諭等として、通算2年以上の在職経験がある人で、在職経験の中で、通算1年以上の「教育課程内の授業等を担当した実績」のある校種教科等について教諭経験者特別選考での出願が可能です。（ただし、大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点で在職している人を除く。）



現在、大阪府の公立学校で小学校の正規任用の教諭をしています。教諭経験者特別選考で出願できますか。



できません。出願時点で大阪府、大阪市、堺市、大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した教員採用選考テストに合格し正規任用された「教諭等」として出願時点で在職している人は、教諭経験者特別選考で出願することができません。

講師等経験者特例について



京都府の公立学校で平成25年から現在まで講師をしています。常勤講師ではなく、非常勤講師なのですが、講師等経験者特例で出願できますか？



できます。講師としての勤務歴であれば、常勤講師・非常勤講師を問わず、勤務期間に通算することができます。



平成27年4月から平成28年3月まで、私立の幼稚園で正規任用の教諭をしていました。一度退職した後、令和4年10月から現在まで、今度は講師として大阪府外の公立の幼稚園に勤め始めました。教諭としての勤務歴と講師としての勤務歴を通算すると2年間を超えます。講師等経験者特例で出願できますか。



できます。教諭経験は、講師等経験者特例の通算対象になります。（ただし、大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点で在職している人を除く。）

社会人経験者特例について



民間企業で、契約社員としてフルタイムで働いています。契約を更新し続けて、今年で3年目になります。社会人経験者特例で出願できますか？



できません。契約期間を更新していく契約社員や派遣社員としての勤務歴は、この特例の社会人経験としての期間に含むことはできません。



正規職員の保育士として平成24年から現在まで勤務しています。社会人経験者特例で出願できますか？



できます。正規職員の保育士としての勤務歴は、この特例の社会人経験としての期間に含むことができます。



私立の小学校で常勤講師として、平成31年（令和元年）から現在まで勤務しています。この勤務歴は社会人経験者特例の勤務歴に当たりますか？



当たりません。教員免許状を必要とする講師等の勤務歴は、社会人経験者特例ではなく、講師等経験者特例の対象になります。



昨年、5年間勤務していた会社が倒産してしまいました。職歴を証明することはできませんが、確かに正社員として勤務していました。社会人経験者特例で出願できますか？



できません。社会人経験者特例で出願した人が最終合格後に職歴証明書を提出できない場合、又は職歴証明書の内容が特例の要件を満たさない場合、合格を取り消します。

大阪市立学校園現職講師特例について



4月から大阪市立の学校で講師をしています。講師を始めて1年もたっていませんが、大阪市立学校園現職講師特例で出願できますか？



できます。4月以降出願時点で大阪市立の学校で講師をしている方であれば、講師歴は問いません。



4月から大阪市立の学校で講師をしています、その直前まで大阪府立の学校で3年間講師をしていました。大阪市立学校園現職講師特例ではなく、講師等経験者特例で出願できますか？



できません。大阪市立学校園現職講師特例の対象になる人は、講師等経験者特例で出願することができません。



出願時点の3月は大阪市立の学校で常勤講師として勤務をしていたので、大阪市立学校園現職講師特例で出願しましたが、その後3月31日で任期満了となり、4月からは大阪府立の学校で講師として働くことになりました。大阪市立学校園現職特例は適用されますか？



4月以降の出願時点で大阪市立の学校で講師として在職していることが要件となりますので、大阪市立学校園現職講師特例では出願できません。出願情報の特例区分を訂正する必要がありますので教職員人事担当（06-6208-9123）へ連絡をしてください。

大学推薦特別選考特例・

教職大学院推薦特別選考特例について



推薦手続きに必要な書類を大学（大学院）に提出したら、出願に必要な手続きは完了となりますか。



出願期間中にご自身で大阪市行政オンラインシステムによる電子出願の手続きを行う必要があります。必要な書類の提出と電子申請をもって出願手続きが完了となりますので、電子申請による出願を忘れないように注意してください。くれぐれも大学（大学院）又は教職大学院推薦担当者にご自身で提出書類の確認をお願いします。

大阪市教師養成講座修了者特例について



大阪市教師養成講座修了者特例で出願するには何が必要ですか？



出願する際に、大阪市教師養成講座の修了証書に記載されている修了者番号の下4桁の数字の入力が必要です。

（例）131011→1011

ボランティア加点制度について



どのボランティア活動でも加点対象になりますか？



加点対象になるのは、大阪市教育委員会に加点対象事業として認定された事業のみです。「大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおけるボランティア加点を実施します」

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000430298.html>）というページの中に「加点対象事業一覧」を掲載しております。



3年前からボランティア活動をしています。すべて活動実績に含まれますか？



教員採用選考テストに出願する前年度からの過去3年間（令和3年度から令和5年度）の活動実績が対象です。大阪市教育委員会事務局で加点対象事業として認定された日（登録日）以降の活動実績が対象となるので、確認してください。



2つのボランティア活動に参加しています。活動回数は合算できますか？



合算できます。対象となる期間内での活動実績であれば、2つ以上の事業を合算して申請することが可能です。



「ボランティア活動実績証明書」の発行はどこで行っていますか？



「ボランティア活動実績証明書」の発行は、参加した加対象事業の実施団体に依頼していただく必要があります。依頼先は事業により異なります。依頼先については、上記 URL の「加対象事業一覧」にも掲載しておりますので、ご確認ください。

また、「ボランティア活動実績証明書」の様式についても、上記 URL に掲載しておりますので、必ず掲載されている様式で、発行を依頼してください。

※ 提出期限は、令和6年4月30日（火）（必着）です。なお、「ボランティア活動実績証明書」の内容が確認できるまでは、出願審査が保留となる（受理されない）ため、できるだけ速やかにご提出ください。

※必ず期日までに確実に届くように、特定記録や簡易書留等の追跡できる方法でご提出してください。

その他



大阪府、堺市、豊能地区と大阪市の採用選考に関する手続きは一緒に行われるのですか。



別です。大阪市立、堺市立、豊能地区公立を除く大阪府内の公立学校にかかる採用選考については、大阪府教育委員会(問い合わせ先: 府民お問合せセンター「ピピっとライン」06-6910-8001)の受験案内をご覧ください。堺市立の学校にかかる採用選考については、堺市教育委員会(問い合わせ先: 072-228-7438)の受験案内をご覧ください。また、豊能地区の公立学校にかかる採用選考については、大阪府豊能地区教職員人事協議会(問い合わせ先: 06-6858-3341)の受験案内をご覧ください。

大阪市の教員採用選考テストに関する情報を X (旧 Twitter) で発信します

大阪市教育委員会では、教員をめざす方が、大阪市教員採用選考テストにかかる情報に接する機会を増やすことを目的として、「大阪市 教員採用」の X (旧ツイッター) アカウントを開設しています。大阪市教員採用選考テストに出願し、X (旧ツイッター) を利用されている方は、ぜひフォローしてください！

【フォローの方法】

① 右記 URL 又は右記 QRコードより、ページを開く。[URL] <https://twitter.com/osakasikyousai>

② 「フォローする」をクリック

